

町長あいさつ



町長
武広 勇平

かんぼ生命様、NHK様、NPO法人全国ラジオ体操連盟様が共同で主催するラジオ体操会にはじめて参加させていただきました。

佐賀県ラジオ体操連盟の今村会長にラジオ体操についてお話を伺い、ラジオ体操がそもそもいつから行われているのか教えていただきました。

ラジオ体操は「国民保健体操」がルーツで、昭和3年11月1日の朝7時に初めての放送が行われ、もうすぐ90年の歴史になるということです。

年齢・性別を問わず体の構造をもとにつくられた体操だから健康効果が高いと言われています。血行をよくし、姿勢をよくし、筋肉を使うことで筋力がつ



きます。そして全体が引き締まります。一つ一つの動きが練りに練ってつくられた健康増進のための体操だそうです。

毎朝7百万人の方々が取り組むラジオ体操ですが、最近はよく知らない子どもさんも多いとか：

夏休みの期間、朝早く起きることで、1日を計画的に過ごしながら充実した夏休みにしてほしいなあと思っています。

納期限のお知らせ

☎ 税務課 ☎52-7411

(課税に関すること 担当：橋本)

(収納に関すること 担当：中島)

今月の納期限及び

☑ 座振替日(9月2日)

・ 町県民税 2期

・ 国民健康保険税 3期

※納期限は、各納期月の末日(12月は12月25日)です。

末日が土曜・日曜・祝日及び振替休日のときは、次の平日が納期限となります。

税金は、納期限内に納めましょう。

納期限内に納めないと督促や催告をうけたり、延滞金が増算される場合があります。



[上峰町税の納期限]

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
町県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

令和元年度 上峰町職員採用試験申込受付中

問 総務課（担当：宗雲、横尾） ☎52-2181

7月に回覧にてお知らせしました件について、再度お知らせします。

職種・採用予定人数・受験資格

	職 種	採用予定人数	受 験 資 格
職員採用 統一試験	一般事務 (高卒程度)	若干名	平成4年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者で、上峰町に居住している者、又は修学・就職等で町外に転出しているが、両親等の保護者が上峰町に居住し、採用後上峰町内に居住する者

※日本国籍を有しないもの、地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者等は受験できません。

第1次試験日及び試験会場

○市町等職員採用統一試験

試験日 9月22日(日) 9時30分集合

試験会場 佐賀県立佐賀工業高等学校
(佐賀市緑小路1番1号)

第1次試験合格者発表 10月上旬(予定)

受験案内・申込書の交付

○窓口での請求

上峰町役場2階の総務課で交付します。

○郵便での請求

「採用試験申込書請求」と朱書きした封筒に、

120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角型2号)を必ず同封のうえ請求してください。

受験申込受付期間

7月16日(火)から8月16日(金)までの土・日曜・祝祭日を除く8時30分から17時15分まで受け付けます。

郵送の場合は、8月16日の消印があるものまで有効です。

上峰町ホームページ

<https://www.town.kamimine.lg.jp/>
(募集要項を掲示しています。)

一般世帯の農業集落排水(下水道)使用料の免除

問 建設課 管理係(担当：堀口) ☎52-7414

住民の皆様が利用されている下水道は、その使用料等で維持管理などに要する費用をまかなっています。

使用料の算定は1か月につき、1世帯当り2,000円と世帯員1人当り500円を加えた額に消費税が加算された額となっています。

ただし、実際には一定期間居住実態がなく、算定された使用料と異なることが明らか場合は、申請によって客観的に使用実人数が判断できるものを添付(証明)し、減額されることがあります。これが使用料の免除制度です。

申請の方法

免除申請書は建設課に用意しております。

必要な書類、証明等

〔就学・就業〕

学生証、在学証明書、就業証明書、住居の賃貸契約書、光熱水費の領収書等

〔入院・入所〕

入院、入所施設の証明(証明に費用が必要な場合は民

生委員の証明で可)、入院費や入所費用の領収書の写し(継続申請の場合)、入院や入所に関する契約書など

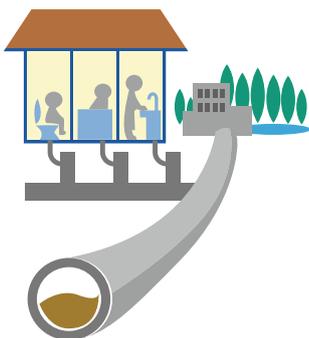
〔その他〕

実際の居住人員がわかる書類、証明書等

免除の期間

免除が承認されれば、申請があつた日の翌月から減人員分が減額されますが、期間は年度単位で、最長でも年度末(3月分)までとなります。

中途で再度同居される場合は必ず届けが必要となります。なお、新年度(4月以降)も居住しない事実が継続する場合は、再度申請を行ってください。



8・9月の健康づくり

健康福祉課 健康増進係（担当：松永、廣瀬） ☎52-7413

子どもの 健診・相談

場所
町民センター

健診・相談項目	対象者	健診日	受付時間
2か月児相談	実施月に 2か月になる児	8月28日（水）	9時30分 ～ 10時
		R元年6月生	
		9月25日（水）	
		R元年7月生	
乳児健診	実施月に 4か月になる児	8月28日（水）	13時 ～ 13時30分
		H31年4月生	
		9月25日（水）	
	実施月に 10か月になる児	R元年5月生	
		8月28日（水）	
		H30年10月生	
9月25日（水）	H30年11月生		
1歳6か月児 健診	1歳6か月～ 1歳8か月	8月7日（水） H29年12月生、H30年1月生	13時～ 13時30分
2歳児相談	2歳6か月～ 2歳8か月	8月9日（金） H28年12月生、H29年1月生	9時30分～ 10時
3歳児健診	3歳7か月～ 3歳9か月	9月5日（木） H27年12月生、H28年1月生	13時～ 13時30分

子どもの 相談・サークル

✿育児相談（予約制）✿

～毎月1回、育児相談を行っています～

日程 8月5日（月）

9月2日（月）

時間 10時～11時30分

場所 役場1階 健康相談室

内容

身体測定、離乳食や子どもさんの
栄養相談、育児の悩みなど

※希望される方は、事前に健康福祉課
（保健師）にご連絡ください。

✿育児サークル子育てらんど✿

日程

8月1日（木）、8日（木）、29日（木）

9月5日（木）、12日（木）、19日（木）、

26日（木）

時間 受付：10時～10時30分

開始：10時30分

場所 おたっしや館

対象 就園前の子どもさん

内容 歌遊び、季節の行事など

※予約は不要です。入館料は無料です。



8月 日曜・祭日在宅医

	医院名	市町名	電話
4日 （日）	あおぞら クリニック	みやき町	0942- 94-9811
11日 （日）	みきクリニック	みやき町	0942- 96-9600
12日 （月）	おおば内科・ 循環器科医院	みやき町	0942- 50-9912
18日 （日）	東佐賀病院	みやき町	0942- 94-2048
25日 （日）	大島病院	みやき町	0942- 89-2600

診療時間は9時～17時まで。
必ず医療機関に確認のうえ、受診してください。

8月 三養基・鳥栖地区 歯科休日診療当番医

	医院名	市町名	電話
4日 （日）	ふたば歯科医院	鳥栖市	0942- 82-5466
11日 （日）	照崎歯科医院	鳥栖市	0942- 85-1575
12日 （月）	とおやま歯科医院	鳥栖市	0942- 84-8217
18日 （日）	スマイル歯科医院	みやき町	0942- 94-9603
25日 （日）	中川歯科医院	鳥栖市	0942- 87-3558

診療時間は9時～12時まで。
必ず医療機関に確認のうえ、受診してください。

児童扶養手当現況届の提出を忘れずに!!

問 住民課 子育て支援係 (担当: 福島) ☎52-7412

児童扶養手当現況届は、**8月1日(木)～8月30日(金)**までに必ず提出してください。
※受付開始日より前には提出できません。
※提出されない場合は、8月以降の手当が支給されませんので注意してください。

児童扶養手当について

児童扶養手当とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中度以上の障害を有する場合は20歳未満)がいるひとり親家庭の父または母などに支給される手当です。手当を受給するためには、申請(認定請求)が必要となります。申請を考えられている方は、住民課子育て支援係までご確認のうえ、手続きをしてください。

支給対象者

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども(中度以上の障害を有する場合20歳未満)がいるひとり親家庭の父または母など。

支給期月

平成31年4月、令和元年8月、11月、令和2年1月、3月(現行)法改正後支払以降月)

◎児童扶養手当法改正により、令和元年11月より、年6回の支払い(奇数月)となります。

※児童扶養手当には、所得制限(申請者及び同居の扶養義務者)等の支給制限がありますので、支給対象者全ての方が手当を受給できるとは限られておりません。詳しくは上記までご相談ください。



ひとり親家庭等医療費助成制度

問 住民課 子育て支援係 (担当: 福島) ☎52-7412

ひとり親家庭等の父母や児童等が病院などで保険診療を受けた場合、医療費の自己負担金の一部を助成します。

助成対象者

- 母子家庭の母及びその者に監護されている児童
- 父子家庭の父及びその者に監護されている児童
- 父母のいない児童(両親が障害により労働能力がなく、児童が扶養を受けられない場合及び両親が海外に居住している為、児童が扶養を受けられない場合を含む。)

助成期間

- 父、母: 児童が20歳になった日の前日まで
- 児童: 18歳になった年の年度末まで

助成額

- 保険診療による一部負担額(高額療養費、付加給付を除く。)

※ひとりか月につき、500円の自己負担が必要です。

※ひとり親家庭等医療費助成制度には、所得制限(申請者及び同居の扶養義務者)等の支給制限がありますので、助成対象者全ての方が

助成を受けることができるとは限られておりません。詳しくは上記までご相談ください。

ひとり親家庭等医療費受給者の皆様へ

ひとり親家庭等医療費受給資格証の更新手続きを忘れずに!!

更新受付期間

8月1日(木)～

8月30日(金)

※受付開始日より前には手続きいただけません。

※更新手続きを行わない場合は、9月以降の医療費助成が受けられませんのでご注意ください。

お知らせ

0歳～18歳までの児童が子どもの医療費助成受給資格証を使用して受診したとき、医療機関窓口にてお支払いされた金額が、ひと月に500円以上(※同じ月診療で500円支払った領収書がある)の場合、役場へ申請いただきますと、500円を超えた額を助成することができます。

10月から幼児教育・保育の無償化がスタート

問 住民課 子育て支援係 (担当: 寺崎、江頭) ☎52-7412

- 幼稚園、保育園、認定こども園を利用する3歳から5歳児クラスの子ども達、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子ども達の利用料が無料になります。(特に手続きは必要ありません。)
- ※但し、保護者から実費で徴収している費用(通園バス、給食費、行事費など)は、無償化の対象外です。
- 認定こども園等(1号認定)の預かり保育の利用料が利用日数に同じ、最大月額11,300円までの範囲で無料になります。
- 対象となるためには町から「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。
- 認可外保育施設等を利用する3歳から5歳までの子ども達は、最大月額37,000円まで、0歳から2歳児までの住民税非課税世帯の子ども達は月額42,000円までの利用料が無料になります。
- 対象となるためには町から「保育の必要性の認定」を受けする必要があります。
- ※認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業も対象となります。
- 施設等利用給付認定(保育の必要性の認定)申請書類は、**住民課(4番窓口)及び町内認定こども園にて8月5日(月)より配布**いたします。また、上峰町ホームページからのダウンロードも可能です。(保育の必要性を認定するためには、家族全員の就労証明書等の提出が必要です)
- 詳しくは上峰町ホームページをご参照ください。
- 町外の施設をご利用の方は住民課までお問い合わせください。

国民健康保険人間ドック

問 健康福祉課 保険年金係 (担当: 川原、鶴田) ☎52-7413

- 国民健康保険にご加入の方で、人間ドックの受診を希望される方を対象に、検診費用の補助を行います。受診を希望される方は、国民健康保険証及び印鑑をご持参のうえ、役場健康福祉課にて手続きを行ってください。(受付期間は下記のとおりです)
- 対象者**
- ① 昭和20年4月2日から昭和54年4月1日生まれの方
- ② 特定健康診査を受けていない方
- ③ 国保税の滞納がない世帯の方
- 対象人員** 13名(申請は先着順)
- ※7月19日現在
- 検査時期** 8月から12月末まで
- 申請受付期間** 7月から11月末まで
- 検査機関** 医療法人三樹会 三樹病院
- 自己負担額** 13,000円
- ※電話での申し込み受付はいたしません。

特別児童扶養手当所得状況届の提出を忘れずに!!

問 健康福祉課 福祉介護係 (担当: 中川) ☎52-7413

- 特別児童扶養手当所得状況届は8月13日(火)から9月11日(水)までに必ず提出してください。
- 支給対象者** 身体や精神に中度以上の障害を有する20歳未満の児童を養育している父若しくは母、または養育者に支給される手当です。
- 手当額** 次のとおりです。
- (区分)
- 児童1人のとき
- 1級(重度) 該当
- 月額 52,200円
- 2級(中度) 該当
- 月額 34,770円
- ※手当には、所得制限(申請者及び同居の扶養義務者)等の支給制限がありますので、支給対象者すべての方が手当を受給できるとは限りません。
- ※また提出されない場合は、**8月以降の手当が支給されませんのでご注意ください。**

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

健康福祉課 保険年金係（担当：川原、鶴田） ☎52-7413 / 佐賀年金事務所 ☎31-4191

国民年金保険料の免除（金額免除・一部免除・法定免除）、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める（追納）ことができます。

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

◎ 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。

◎ 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」(☎05700031004) または年金事務所へお問い合わせください。



自主避難所開設時「乗合タクシー」の特別運行便について

健康福祉課 福祉介護係（担当：福島） ☎52-7413

現在、月曜日から土曜日（祝日、年末年始除く）の8時から17時まで運行している乗合タクシー（通常運行）について、台風などの災害時、乗合タクシー運行時間外に**自主避難所が開設された場合**、特別運行便として、運賃無料で運行することになりました。

利用方法は、通常の乗合タクシーと同様、オペレーター室へ予約を行うことで、ご自宅まで乗合タクシーがお迎えに伺います。事前に利用者登録が必要です。ご利用をお考えの方は、登録をお願いします。

運行日時

自主避難所開設時の乗合タクシー通常運行時間外

運賃

無料

利用方法

乗合タクシーオペレーター室へ予約をお願いします。

オペレーター室電話番号

☎0952-37-11489

【注意】

自主避難所開設が乗合タクシー運行時間内の場合、通常通りの運賃となります。また、特別運行便の予約開始時間および終了時間は放送等によりお知らせします。



生ごみ処理機器購入費用の一部を補助します

申問 住民課 環境係
(担当：本石、江崎) ☎52-7412

上峰町ではごみ減量への取り組みの一つとして生ごみ処理機器購入費用の一部を補助しています。生ごみ処理機を使用すると生ごみの量を減らせるだけでなく、たい肥として利用できたり、台所が衛生的になるメリットがあります。



- 補助金の額**
- ① 生ごみコンポスト化容器
 - 購入金額の1/2
 - 上限 2,000円
 - ② 電動生ごみ処理機
 - 購入金額の1/2
 - 上限 20,000円

住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助します

申問 住民課 環境係
(担当：本石、江崎) ☎52-7412

上峰町では地球温暖化問題への取り組みの一つとして住宅用太陽光発電システム設置費用の一部を補助しています。

補助金の額

出力1kW当たり
20,000円とし、
上限80,000円



環境衛生業務のお盆休業

問 住民課 環境係 (担当：本石、江崎) ☎52-7412

・狂犬病予防、動物保護関係の休業日

期間	業務体制
8月10日(土)	週休日(犬猫譲渡センター開館日)
8月11日(日)	週休日
8月12日(月)	
8月13日(火)	お盆期間 ※犬猫の引取・回収 業務休止
8月14日(水)	
8月15日(木)	
8月16日(金)	通常業務

・燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源物の収集は通常通り収集いたします。

※8月13日から8月15日までの期間中であっても、緊急を要すると判断された場合は各保健福祉事務所ににご相談ください。

※佐賀県犬猫譲渡センターは、8月10日(土)、13日(火)及び14日(水)、15日(木)も譲渡事業を行います。

・**し尿汲み取りの休業日**

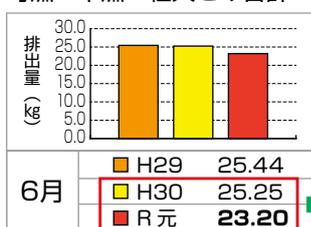
8月13日(火)～15日(木)

第一環境整備事業所
☎0942-194-13357

ごみ減量速報

1人当たりごみ排出量(月間)

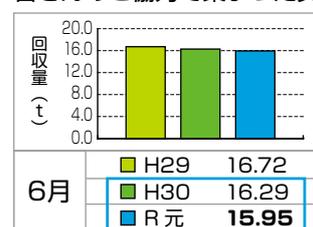
可燃・不燃・粗大ごみ合計



前年同月比
- 2.05 kg

資源物の回収量(月間)

皆様のご協力で集まった資源物



前年同月比
- 0.34 t

※施設で燃やすごみは、40%近く水分が含まれています。生ごみ等の水切りのご協力をお願いいたします。

総合型地域スポーツクラブ 友遊スポーツかみみね

(旧 ふれあい友遊かみみね)

☎090-9599-8007(松井)

“夏休みだよ！子ども体験教室！！”開催

《気軽にご参加ください》

ミニテニス教室／8月6日、20日、27日(火)

ラージ卓球教室／8月8日、22日、29日(木)

スポーツ吹矢教室／8月2日、9日、23日(金)

2期(8月～11月)スタート!!

【友遊サークル事業】

ミニテニス、ソフトバレー、スポーツ吹矢、ラージ卓球、ストレッチ、バドミントン、スポーツ屋台村

【フィットネス事業】

ヨガ教室、あさヨガ教室、美ダンス/ZUMBA教室

【ジュニア育成事業】

ジュニアスポーツ教室、スポーツトレーニング教室、🍀ダンス教室

※町民センター工事に伴い一部会場が変更となっています。

8月の 小・中学校行事

小学校の行事

2日(金) 中学校体験入学(6年生)

21日(水) 全校登校日、平和集会、
3時間授業(全学年)

25日(日) PTA除草作業

中学校の行事

2日(金) 上峰小6年生中学校体験入学

5日(月)～6日(火)

防災教育に係る宮城県仙台市
～東松島市への視察学習

6日(火)～8日(木) JRCトレセン

9日(金) 全校登校日

20日(火)～21日(水)

3年SAGAテスト

23日(金) 体育大会結団式

26日(月)～29日(木)

体育大会リーダー練習

俳句

ほおづきの花はいくつと背を丸め

井手口 鶴田ふさ子

介護とは人の優しさ尋ぬ夏

坊所 稲益志津子

古寺に彩り添えて四葩の香

郡境 小出 満

遠刈田ひこばえ褥や君は逝く

江迎 吉田 茂

米寿とは我事なりや夏に問い

坊所 稲益 正清

※四葩(よひら)：あじさい

短歌

星になる事を信じた幼子の

夢を壊すな銀河の星よ

下津毛 野口ヒデ子

夫と共生き続けたり六十年

共にはげましながらくさめつづけ

坊所 稲益志津子

七夕は我が生まれ月八十九

卒寿も近し妻の支えで

坊所 稲益 正清

麦秋や短歌詠みにし友は逝き

隣りの席の空きしは虚しやも

江迎 吉田 茂